

【公布された条例等のあらまし】

- 徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部を改正する条例（条例第二十五号）
  - 一 県は、市町村その他の関係者と連携して、被災者の早期の生活再建を図るため、個々の被災者の被災状況、生活環境等に係る課題に総合的に対応する体制を構築するものとすることとした。
  - 二 その他所要の改正を行うこととした。
  - 三 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 徳島県自然環境保全条例の一部を改正する条例（条例第二十六号）
  - 一 自然海浜保全地区の指定対象に、水深がおおむね二十メートルを超えない海域を追加するとともに、再生され又は新たに創出された砂浜等を含めることとした。
  - 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 徳島県環境影響評価条例の一部を改正する条例（条例第二十七号）
  - 一 地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備については、計画段階環境配慮書に係る手続を要しないこととした。
  - 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例（条例第二十八号）
  - 一 空気圧縮機のうち、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定する機器を規制対象から除外することとした。
  - 二 瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十九号）
  - 一 選挙運動用自動車の使用の公営に要する経費に係る限度額を引き上げることとした。
- 選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げることとした。
- この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用することとした。
- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十号）
  - 一 非常勤職員がその養育する子の出生後八週間以内に育児休業をしようとする場合の要件の一部について、当該期間の末日から六月を経過する日までに任期が満了することとが明らかでないこととした。
  - 二 非常勤職員が一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育するためにする育児休業の要件の一部について、当該非常勤職員の配偶者が当該子を養育するための地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日を育児休業の期間の初日とする措置等を講ずることとした。

三 非常勤職員が一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育するためにする育児休業の要件の一部について、二と同様の措置等を講ずることとした。

四 非常勤職員の任期が更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることとなる場合に三回目の育児休業をすることができるとする特別の事情の要件について、非常勤職員以外の任期を定めて採用された職員についても適用することとした。

五 その他所要の整備等を行うこととした。

六 この条例は、令和四年十月一日から施行することとした。

● 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十一号）

一 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十二号）

一 失業者の退職手当に係る暫定措置について、令和七年三月三十一日以前に退職した職員まで対象とすることとした。

二 職業安定法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

三 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、二については、令和四年十月一日から施行することとした。

● 徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十三号）

一 徳島県立中央病院又は徳島県立三好病院において選定療養である初診又は再診を受ける場合の使用料の額を改めることとした。

二 この条例は、令和四年十月一日から施行することとした。

● 徳島県税条例等の一部を改正する条例（条例第三十四号）

一 次に掲げる条例について、不動産を取得した者が行う当該取得の事実及び不動産取得税の課税標準の特例等に係る申告等の手続を改めることとした。

1 徳島県税条例

2 過疎地域内における県税の課税免除に関する条例

3 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例

4 地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例

二 その他所要の整理を行うこととした。

三 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。ただし、二の一部については、公布の日から施行することとした。

● 過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十五号）

一 租税特別措置法施行令の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● 地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十六号）

一 地方活力向上地域内における県税の課税免除及び不均一課税の要件に係る地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「計画」という。）の認定の期限を、令和六

年三月三十一日までとすることとした。

二 地方活力向上地域内における県税の課税免除及び不均一課税の要件に係る特別償却設備の新設又は増設の期間を、計画の認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日までとすることとした。

三 この条例は、公布の日から施行することとした。

● 民生委員定数条例の一部を改正する条例（条例第三十七号）

一 徳島市、那賀郡那賀町、板野郡藍住町及び美馬郡つるぎ町における民生委員の定数を改めることとした。

二 この条例は、令和四年十二月一日から施行することとした。

● 徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第三十八号）

一 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく次に掲げる事務に係る手数料を定めることとした。

1 長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査

2 長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査

二 その他所要の整備を行うこととした。

三 この条例は、令和四年十月一日から施行することとした。

● 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第三十九号）

一 特定少年の特例により少年院に収容されている場合は、休業補償を行わないこととした。

二 その他所要の整理を行うこととした。

三 この規則は、公布の日から施行することとした。

● 徳島県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則（規則第四十号）

一 沖縄振興特別措置法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● 徳島県治水及び利水等流域における水管理条例施行規則の一部を改正する規則（規則第四十一号）

一 建築基準法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● 徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第四十二号）

一 次に掲げる手数料について、証紙により徴収することとした。

1 長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料

2 長期優良住宅維持保全計画の変更認定申請手数料

二 この規則は、令和四年十月一日から施行することとした。